

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))
(説明書 (個別事項) を兼ねる)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本公示は説明書 (個別事項) を兼ねています。

また、本役務は、参加表明書及び技術提案書の同時提出を求める方式です。

本公示に基づく技術提案の招請については、関係法令に定めるもののほか、説明書 (共通事項) (令和6年1月4日時点) 及び本公示 (説明書 (個別事項)) によるものとします。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

令和6年3月21日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北陸新幹線建設局長 綿貫 正明

1 役務の概要

- (1) 役務件名 北陸新幹線 (敦賀・新大阪間)、協議資料作成 (令和6年度)
(電子入札対象案件)

(2) 役務の目的

本役務は、北陸新幹線の敦賀・新大阪間の路線計画に関する概略検討及び協議資料作成を行うことを目的としている。

(3) 役務内容

主な作業内容は以下のとおりである。

協議資料作成

- ・ 路線計画
- ・ 駅停車場計画
- ・ 交差計画協議

本役務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

- ・ 環境・社会への影響と事業費・事業期間とを考慮した最適な路線案 (車両基地を含む) の選定について

(4) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

令和6年6月中旬 ～ 令和7年3月中旬

- (5) 本役務は、資料の提出及び見積等を電子入札システムにより実施する対象役務である。

- (6) 設計図書の交付については、当機構ホームページからダウンロードした書類を確認の上、所定の手続きをすること。

2 担当支社等

〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号（新大阪トラストタワー11階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北陸新幹線建設局 総務部 契約課 契約係

電話 06-6394-6029

電子メールアドレス keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

3 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

(1) 基本的要件

説明書（共通事項）3(1)に定めるもののほか、以下による。

ア 単体有資格者

(7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格認定を受けていること。

(4) 当機構理事長から「近畿地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 業種区分「土木設計調査」における令和4年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

イ 設計共同体

本役務は設計共同体による参加を認めない。

(2) 参加表明書の提出者の役務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種役務（ア）及び（イ）」について平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種役務：（ア）三大都市圏又は政令指定都市における鉄道路線計画に関する業務

（イ）車両基地計画に関する業務

※「三大都市圏」とは、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）の対象地域をいう。

※なお、同種役務（ア）及び（イ）を1件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなす。

4 配置予定技術者に要求される要件

(1) 配置予定技術者の資格に関する要件

以下の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する者とする。

主任技術者：技術士（建設部門（土質及び基礎、トンネル、鉄道、鋼構造及びコンク

リート又は施工計画、施工設備及び積算)、総合技術監理部門(建設一土質及び基礎、トンネル、鉄道、鋼構造及びコンクリート又は施工計画、施工設備及び積算))、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者又は上級土木技術者の地盤・基礎、鋼・コンクリート、交通、設計、トンネル・地下、施工・マネジメント又はマネジメント)、鉄道設計技士(鉄道土木)、RCCM(土質及び基礎部門、トンネル部門、鉄道部門、鋼構造及びコンクリート部門又は施工計画、施工設備及び積算部門)又は土木学会認定土木技術者(1級土木技術者の地盤・基礎、鋼・コンクリート、交通、設計、トンネル・地下、施工・マネジメント、マネジメント部門)

照査技術者：主任技術者と同じ。

※ これらと同等の能力と経験を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ・配置予定登録部門(土質及び基礎部門、トンネル部門、鉄道部門、鋼構造及びコンクリート部門又は施工計画、施工設備及び積算部門)に係る業務に関し30年以上の実務の経験を有する者
- ・大学又は高等専門学校を卒業した者で配置予定登録部門(土質及び基礎部門、トンネル部門、鉄道部門、鋼構造及びコンクリート部門又は施工計画、施工設備及び積算部門)に係る業務に関し20年以上の実務の経験を有する者

(2) 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者及び照査技術者は、3(2)に示される「同種役務(ア)又は(イ)」について、平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務(主任技術者及び担当技術者として従事した役務に限る。再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。)において、1件以上の経験を有さなければならない。

(3) 担当技術者に必要とされる役務の経験

本役務は、担当技術者の配置を求めない。

(4) 手持ち業務量

主任技術者：本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が5億円かつ手持ち件数10件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が2.5億円かつ手持ち件数5件未満である者。

なお、手持ち業務は、説明書(共通事項)のほか、主任技術者又は担当技術者となっている1件当たりの契約金額が500万円以上の業務を対象とする。

5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添－１（様式－１～６、Ａ４判）に示されるとおりとする。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の平成 25 年度以降の役務の実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した「同種役務(ア)及び(イ)」の実績について記載する。なお、同種役務(ア)及び(イ)を１件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなす。 ・記載する役務は平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務とする。 ・記載する役務件数は、１件とする。なお、(ア)及び(イ)を１件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなすので、役務件数としては２件記載すること。 ・記載様式は別添－１様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１枚以内に記載する。
配置予定主任技術者及び照査技術者の経歴等	・配置予定の主任技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・同種役務の経験(ア)又は(イ)は平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務を対象とし、記載する件数は最大１件（技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、同種役務(ア)及び(イ)を２件以上記載すること。）とする。 ・平成 30 年度から令和 4 年度までに従事した 3 (1) ア(ウ)に記載の業種区分における当機構発注の役務の件名及び作業成績を記載する。 ・手持ち業務は本件の公示日現在、当機構以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め全て記載する。 ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、業務名の先頭に「低」を付して記載するものとする。 ・プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。 ・記載様式は、主任技術者については別添－１様式－３を、照査技術者については別添－１様式－４を用いる

	こととする。
配置予定主任技術者及び照査技術者の平成 25 年度以降の役務の経験	・配置予定の主任技術者及び照査技術者が過去に従事した「同種役務の(ア)又は(イ)」の経験について記載する。 ・記載する役務は、平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した役務経験を記載する場合は、当該役務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は別添－1 様式－5 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、役務の経験 1 件につき A 4 判 1 枚以内に記載する。<u>技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、同種役務(ア)及び(イ)を 2 枚以上作成すること。</u>なお、同種役務を 1 件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなすので、<u>技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、同種役務(ア)及び(イ)を複数枚数作成すること。</u>
役務実施体制	・役務の分担について記載する。 ・他の企業等に当該役務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて役務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。 ただし、役務の主たる部分を再委託してはならない。 また、役務の分担構成が不明確又は不自然な場合は、技術提案書の特定候補者として選定しない。 ・記載様式は別添－1 様式－6 とする。

6 参加表明書及び技術提案書の提出方法、受付期間及び提出先

本プロポーザルへの参加希望者は、次に従い、参加表明書及び技術提案書を同時に提出しなければならない。

契約担当役は、参加表明書及び技術提案書を提出した者の中から技術提案書の特定候補者を選定し、選定通知書をもって通知する。

選定通知の日は、表－1 に示す期日を予定する。

参加表明書は、技術提案書とあわせて電子入札システムにより提出すること。

ただし、参加表明書及び技術提案書の容量の合計が 10MB を超える場合は、書類一式（電子入札システムとの分割を認めない。）を提出先へ郵送等し、提出書類通知書（様式 7）

のみ電子入札システムにより送信すること。

- (1) 受付期間 表－１に示す期間。
- (2) 提出先 ２に同じ。

7 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問書の受付期間及び紙入札方式による場合の提出先は、以下のとおり。

- ア 受付期間 表－１に示す期間。
- イ 提出先 ２に同じ。

- (2) 質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

- ア 閲覧期間 表－１に示す期間。
- イ 閲覧場所 ２に同じ。

8 技術提案書の特定候補者の選定通知及び技術提案書に代わる書面の提出について

- (1) 技術提案書に代わる書面の提出について

特定候補者として選定通知を受けた者は、次に従い「技術提案書の提出について」（様式８）を提出すること。

- ア 提出期限 通知を受領した日から５日後の１７時（持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く１０時から１６時まで。）。
- イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること（契約担当役の承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、提出不要）。

9 非選定理由に関する事項

- (1) 非選定理由の説明要求提出期限及び紙入札方式による場合の提出先は、以下のとおり。

- ア 提出期限 非選定の通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）後の１６時（持参する場合は、上記期間の休日を除く１０時から１６時まで。）。
- イ 提出先 ２に同じ。

- (2) 非選定理由の説明要求に対する回答は、提出期限の翌日から起算して５日以内に電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

10 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添－２（様式－１～６）に示されるとおりとする。

- (2) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
役務実施体制	・配置予定の主任技術者及び照査技術者を記載する。 ・記載様式は別添－２様式－２とする。
実施方針・実施フロー・ 工程表	・役務の実施方針、実施フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は別添－２様式－３とし、Ａ４判１枚に記載する。
特定テーマに対する技術 提案	・本説明書の１（３）役務内容に示した、特定のテーマに対する取組方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したＣＧや詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は別添－２様式－４とし、１テーマにつきＡ４判１枚に記載する。
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 の適合状況	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定企業等）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん認定企業等）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得（外国法人にあっては認定等相当確認）の有無について記載すること。 ・それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し）を添付すること。 ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第 2 条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。 ・記載様式は、別添－２様式－５とする。
その他	・説明書に対する意見、示方書（仕様書）（案）等に表示される役務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は別添－２様式－６とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
参考見積（概算）	・本役務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・役務への取組姿勢を踏まえて必要な経費を、参考見積として

	提出すること。 ・参考見積（概算）は、(3)で提示する役務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。
--	---

(3) 役務量の目安

本役務の参考役務規模は、2,000万円～3,000万円程度(税込)を想定している。

(4) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

ア 資料名：下記役務の報告書類

平成31年度幹線鉄道のトンネル等路線検討調査1
 平成31年度幹線鉄道のトンネル等路線検討調査2
 平成31年度幹線鉄道のトンネル等路線検討調査3
 令和元年度幹線鉄道の地下駅路線検討調査1
 令和元年度幹線鉄道の地下駅路線検討調査2
 令和元年度幹線鉄道の高架橋等路線検討調査
 幹線鉄道の路線検討調査1（令和2年度）
 幹線鉄道の路線検討調査2（令和2年度）
 幹線鉄道の路線検討調査（令和3年度）
 幹線鉄道の路線検討調査（令和4年度）
 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、協議資料作成業務（令和5年度）
 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）地質リスク概略検討業務
 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）地質リスク概略検討業務2

イ 閲覧場所：2に同じ。

ウ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

11 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				判断基準	評価のウェイト
配置予定技術	主任技術	資格要件	技術者資	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（建設部門（土質及び基礎、トンネル、鉄道、鋼構造及びコンクリート又は施工計画、施工設備及び積算）又は総合技術監理部門（建設	10

術者の経験及び能力	者主任技術者	格		ー土質及び基礎、トンネル、鉄道、鋼構造及びコンクリート又は施工計画、施工設備及び積算)) 若しくは土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者又は上級土木技術者の地盤・基礎、鋼・コンクリート、交通、設計、トンネル・地下、施工・マネジメント又はマネジメント)の資格を有する。 ②鉄道設計技士(鉄道土木)、R C C M(土質及び基礎部門、トンネル部門、鉄道部門、鋼構造及びコンクリート部門又は施工計画、施工設備及び積算部門) 若しくは土木学会認定土木技術者(1級土木技術者の地盤・基礎、鋼・コンクリート、交通、設計、トンネル・地下、施工・マネジメント、マネジメント部門)の資格又はこれと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	
			平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の <u>内容</u>	同種役務(ア)又は(イ)の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	5
			平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の <u>件数</u>	同種役務(ア)及び(イ)の経験がある。なお、同種役務(ア)及び(イ)を1件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなす。 上記に該当しない場合は加点しない。	5
			平成 30 年度から令和 4 年度までに担当した 3 (1) ア(ウ)に記載の業種区分における当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、平均評定点が 70 点以上のものを優位に評価する。 なお、500 万円以上の当機構発注の役務経験がないため、作業成績を評	5

	主任技術者				価できない場合には加点しない。	
		専任性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務金額及び件数（照査技術者としての手持ち業務は除く。）	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が5億円以上又は件数が10件以上の場合は特定しない。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものである場合は、契約金額の合計が2.5億円以上又は件数が5件以上の場合は特定しない。	5
	照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（建設部門（土質及び基礎、トンネル、鉄道、鋼構造及びコンクリート又は施工計画、施工設備及び積算）又は総合技術監理部門（建設－土質及び基礎、トンネル、鉄道、鋼構造及びコンクリート又は施工計画、施工設備及び積算））若しくは土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者又は上級土木技術者の地盤・基礎、鋼・コンクリート、交通、設計、トンネル・地下、施工・マネジメント又はマネジメント）の資格を有する。 ②鉄道設計技士（鉄道土木）、RCCM（土質及び基礎部門、トンネル部門、鉄道部門、鋼構造及びコンクリート部門又は施工計画、施工設備及び積算部門）若しくは土木学会認定土木技術者（1級土木技術者の地盤・基礎、鋼・コンクリート、交通、設計、トンネル・地下、施工・マネジメント、マネジメント部門）の資格又はこれと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	5
					専役	平成25年度から本件の

	照査技術者	門 技 術 力	務 執 行 技 術 力	参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の <u>内容</u>	る。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	
				平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の <u>件数</u>	同種役務(ア)及び(イ)の経験がある。なお、同種役務(ア)及び(イ)を 1 件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなす。 上記に該当しない場合は加点しない。	5
	ヒアリング	専門 技術力		専門技術力の確認	経験として挙げた役務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことがうかがえる場合に優位に評価する。	10
		取組 姿勢		役務への取組意欲	提案した特定テーマに対する補足説明が明確で、役務の内容に関する質問もあり、取組意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	20
		コミュニケー ション力		質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	5
	実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	役務理解度			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5
		実施手順			役務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
					役務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		その他			有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
技術提案 特定テーマに対する	特定 テーマ	的確性			特定テーマとの整合性が高い場合に優位に評価する。	20
					必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
					事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	5
		実現性			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10
					提案内容を裏付ける類似実績などが	5

			明示されている場合に優位に評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし（注2）	最大5点 （注1）	5
		えるぼし 3段階目（注3）		4
		えるぼし 2段階目（注3）		3
		えるぼし 1段階目（注3）		2
	次世代法に基づく認定 （くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん（注4）		5
		くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（注5）		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（注6）		3
		トライくるみん（注7）		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準）（注8）		2
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	ユースエール認定を取得している。		4
参考 見積	役務コストの妥当性	提示した役務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。		数値化 しない

（注1）複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行う。（例えば、「プラチナえるぼし認定」の認定を受け、かつ「プラチナくるみん」の認定を受けている企業の場合は5点を加点する。）

(注2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

(注3)女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

(注4)次世代法第15条の2の規定に基づく認定

(注5)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

(注6)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、注9の認定を除く。)

(注7)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

(注8)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

(注9)原則として上記認定等の全てを加点対象とする((注1)のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点)。

(注10)外国法人取扱要綱に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。

(2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより通知する。

(3) 秘密保持誓約書を提出しない者のした技術提案書は無効とする。

12 ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

ア 実施方法：対面又はWeb

イ 実施場所：当機構北陸新幹線建設局 10階 会議室。又はWeb接続方式

ウ 実施期間：表-1に示す期間のいずれかの日。

エ ヒアリングの時間は、協議のうえ決定する。

オ 出席者：主任技術者

(2) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

13 非特定理由に関する事項

(1) 非特定理由の説明要求提出期限及び提出先は、以下のとおり。

ア 提出期限 非特定の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)

後の 16 時。

イ 提出先 2 に同じ。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 10 日以内に説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

14 支払条件

(1) 前金払 無

(2) 出来形払 無

15 当該役務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該役務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

16 再苦情申立てに関する事項

(1) 非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者は、非選定理由又は非特定理由の説明に係る回答を受け取った日から 7 日（休日を除く。）以内に書面により、契約担当役に対して再苦情を申立てることができる。

なお、当該再苦情申立てについては、当機構北陸新幹線建設局入札監視委員会が審議を行う。

(2) 受付窓口 2 に同じ。

(3) 受付時間 休日を除く毎日、10 時から 16 時まで。

(4) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 2 に同じ。

17 関連情報を入手するための照会窓口

2 に同じ。

18 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量（当該年度分）は、契約金額 5 億円かつ手持ち件数 10 件（公示日現在の本案件を除く手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は契約金額 2.5 億円かつ手持ち件数 5 件）未満（本役務を除く。）とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

(1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者（当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）

(2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者

- (3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

表－１．本手続きに係る期間等

参加表明書様式、技術提案書様式及び別冊資料及び別冊資料の交付期間	令和６年３月２１日（木）から令和６年４月１７日（水）まで。
参加表明書及び技術提案書等の受付期間	令和６年３月２１日（木）から令和６年４月１８日（木）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
紙入札方式参加承諾願の受付期間	令和６年３月２１日（木）から令和６年４月１８日（木）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
説明書等の内容についての質問受付期間	令和６年３月２２日（金）から令和６年４月１１日（木）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
説明書等の内容の質問への回答閲覧期間	令和６年４月１５日（月）から令和６年４月１７日（水）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
選定・非選定通知の日	令和６年４月２４日（水）を予定。
ヒアリングの実施期間	令和６年４月２６日（金）から令和６年５月８日（水）の休日を除くいずれかの日。

別添－１
(様式－１)

令和 年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北陸新幹線建設局長 殿

提出者	住 所				
	電話番号				
	会社名				
	代表者	役職名	氏 名		印

参 加 表 明 書

役務件名 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、協議資料作成（令和６年度）

履行期間 令和６年６月中旬 ～ 令和７年３月中旬

標記役務の技術提案書の提出を求める者の選定に参加を希望しますので、技術資料を提出します。

作成者	担当部署
	氏 名
	電話番号
	E-mail

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
連絡先１：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代表）
連絡先２：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（〇〇課）

（注）「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は１つで可）。

別添－ 1

(様式－ 2)

- ・ 企業の令和 25 年度以降の役務の実績

会社名)

役 務 分 類		
件 名		
契 約 金 額		
履 行 期 間		
発 注 機 関 名 住 所 電 話		
役 務 の 概 要		
技 術 的 特 徴		

注 1：役務分類には、説明書（個別事項）の 3 (2)「参加表明書の提出者の役務実績に関する要件」において定義した同種役務(ア)及び(イ)を示すこと。

注 2：記載した役務の実績を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること。）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注 3：記載した役務の実績が当機構の実績の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

別添－ 1

(様式－ 3)

・ 配置予定主任技術者の経歴等

①	ふりがな 氏 名	②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格			
○○○（部門： 分野： ）・登録番号： ・取得年月日 ○○○（部門： ）・登録番号： ・取得年月日 その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日			
⑤同種役務の経歴			
件 名	役 務 概 要	発注機関	履行期間
	(技術者として従事)		
	(技術者として従事)		
	(技術者として従事)		
⑥手持ち業務の状況（令和 6 年 3 月 21 日現在、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務）			
件 名	発注機関	履行期間	契約金額
			契約金額 円 (うち当該年度分 円)
手持ち業務件数の合計			件
当該年度分の契約金額の合計			円
⑦平成 30 年度から令和 4 年度までに従事した当機構発注の業種区分「土木設計調査」の経験（500 万円以上のものに限る。）			
件 名			作業成績（点）

注 1：表中④に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。

注 2：表中⑤に記載した役務の経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。表中⑤に記載した役務に従事したことが確認できる資料を添付すること（テクリスの「技術者情報、担当業務内容」の記載から確認できない場合は、他に確認できる書類を添付すること。）。技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、同種役務(ア)及び(イ) 2 枚以上作成すること。なお、同種役務を 1 件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなすので、技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、同種役務(ア)及び(イ)を複数枚数作成すること。

注3：表中⑤に記載した役務の経験が当機構の経験の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

注4：表中⑥には以下のとおり記載すること。

- ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」と記載すること。
- ・プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、業務名の後に「特定済」と明記し参考見積を記載すること。
- ・複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。
- ・当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。
- ・設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を記載し、出資比率が確認できる書類を添付すること。

注5：表中⑦に記載した役務の作業成績評定通知書の写し及びテクリス完了時登録内容確認書（テクリスに登録されている場合に限る。）の写しを添付すること。

(別添)

経 歴 書

ふりがな 氏 名	生 年 月 日
経歴（直近の順に記入）	
1)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
2)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
3)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
4)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
5)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
累計（ 年 ヶ月）	

注1：本別添経歴書は、技術者資格において「これらと同等の能力と経験を有する者」に該当する場
合のみ使用・作成すること。

注2：1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて記載すること。

別添－ 1

(様式－ 4)

・ 配置予定照査技術者の経歴等

①氏 名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格			
〇〇〇（部門： 分野： ）・登録番号： ・取得年月日			
〇〇〇（部門： ）・登録番号： ・取得年月日			
その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日			
⑤同種役務経歴			
件 名	役 務 概 要	発注機関	履行期間
	(技術者として従事)		
	(技術者として従事)		
	(技術者として従事)		

注 1：表中④に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。

注 2：表中⑤に記載した役務の経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。表中⑤に記載した役務に従事したことが確認できる資料を添付すること。技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、同種役務(ア)及び(イ) 2 枚以上作成すること。なお、同種役務を 1 件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなすので、技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、同種役務(ア)及び(イ)を複数枚数作成すること。

注 3：表中⑤に記載した役務の経験が当機構の経験の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

(別添)

経 歴 書

ふりがな 氏 名	生 年 月 日
経歴（直近の順に記入）	
1)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
2)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
3)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
4)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
5)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
累計（ 年 ヶ月）	

注1：本別添経歴書は、技術者資格において「これらと同等の能力と経験を有する者」に該当する場
合のみ使用・作成すること。

注2：1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて記載すること。

別添－１（様式－５）

- ・配置予定技術者の平成 25 年度以降の役務の経験

〇〇技術者（氏名 ）

役 務 分 類	
件 名	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
発 注 機 関 名 住 所 T E L	
役 務 の 概 要	
役 務 の 技 術 的 特 徴	
当該技術者の役務担当 の内容	

注 1：様式－３及び様式－４の⑤に記載した役務の経験の詳細を記載すること（図面、写真等を引用する場合も含め、役務の経験 1 件につき A 4 判 1 枚以内に記載すること。）。

注 2：「〇〇技術者」は、主任、照査技術者の各名称を記述する。主任技術者、照査技術者ごとに作成すること。また 1 件につき 1 枚とする。

注 3：役務分類には、説明書（個別事項）の 4 (2)「配置予定技術者に必要とされる役務の経験」において定義した同種又は類似役務を示すこと。

注 4：役務の概要及び役務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注 5：記載した役務の経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること。）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注 6：記載した役務の経験が当機構の経験の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

別添－ 1

(様式－ 6)

・ 役務実施体制

分担役務の内容	備 考

注 1：役務の分担について記載するものとする。（役務の分担を行わない場合は記載する必要はない。）

注 2：他の建設コンサルタント等に当該役務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて役務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、役務の主たる部分を再委託してはならない。

別添－2
(様式－1)

令和 年 月 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北陸新幹線建設局長 殿

提出者 住所
電話番号
会社名
代表者

印

技 術 提 案 書

役務件名 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、協議資料作成
（令和6年度）

履行期間 令和6年6月中旬 ～ 令和7年3月中旬

標記役務について、技術提案書を提出します。

作成者 担当部署
氏 名
電話番号
E-mail

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
 担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇
 連絡先１：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（代表）
 連絡先２：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（〇〇課）

(注)「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可）。

別添－ 2

(様式－ 2)

・ 役務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担役務の分野
主任技術者			
照査技術者			

注 1：氏名にはふりがなをふること。

注 2：所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

別添－２
(様式－３)

・ 役務の実施方針

・ 実施フロー

・ 工程計画

検討項目	役 務 工 程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注：本様式に申請者名を記載しないこと。

別添－２
(様式－４)

・ 特定テーマに対する技術提案

特定テーマ：環境・社会への影響と事業費・事業期間とを考慮した最適な路線案（車両基地を含む）の選定について

別添－2（様式－5）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- プラチナくるみんの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- トライくるみんの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し）を添付すること。

※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

別添－2
(様式－6)

・その他

(様式－ 7)

令和 年 月 日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

北陸新幹線建設局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

提 出 書 類 通 知 書

入札参加に必要な下記の書類について別途提出しますので通知します。

記

1 役務件名

2 提出書類目録

3 提出書類ページ数 ページ

4 提出方法 持参 郵送 託送 電子メール (いずれかに○をつける)

5 発送年月日 (持参予定年月日) 令和 年 月 日

(様式－８)

技術提案書の提出について

役務件名 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）、協議資料作成（令和６年度）

本件の技術提案書は、参加表明書提出時に提出済みです。

令和 年 月 日

（社名）

【注意事項】

- ・ 本様式への押印は不要です。
- ・ 本様式は電子入札上の手続を進めるために便宜上必要なものですので、選定通知を受けた後、電子入札システムの技術提案書の登録機能により提出してください。